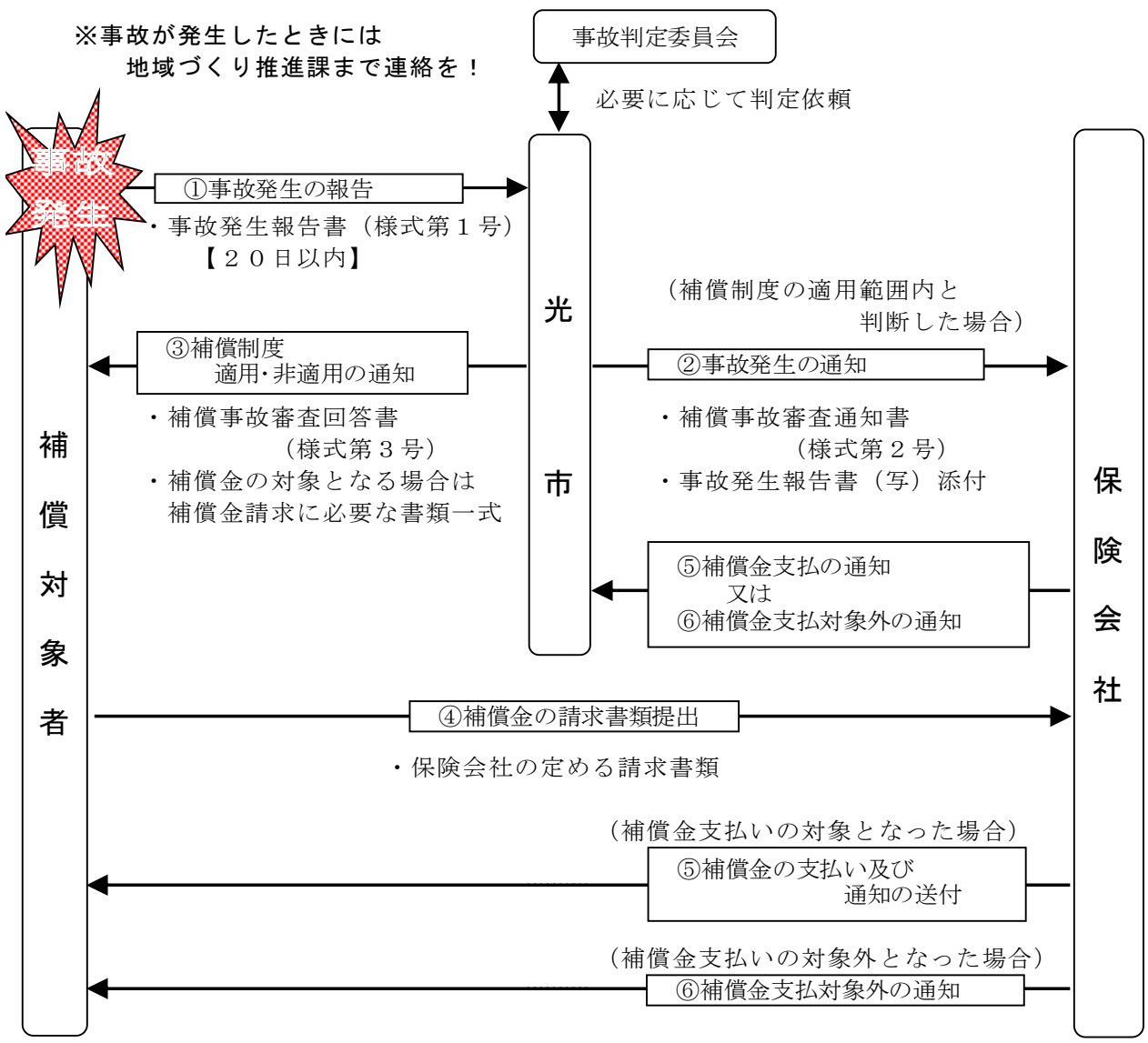


事故報告及び補償金（保険金）支払い事務手続の流れ



①	市民活動〔賠償・傷害〕事故発生報告書 (様式第1号)	補償対象者は、事故発生から20日以内に地域づくり推進課に報告
②	市民活動補償事故審査通知書 (様式第2号)	市が、補償対象者から上記①の報告を受け、補償制度の範囲内と判断した場合は①の写しを添付して保険会社に通知する。
③	市民活動補償事故審査回答書 (様式第3号)	市は、①の報告に対し審査の結果を回答する。適用範囲内と判断した場合には、補償金請求に必要な書類一式を添付
④	補償金請求書類 (保険会社指定のもの)	
⑤	補償金の支払い及び通知書の送付	補償金支払の対象となる場合は、保険会社は補償金請求者に対して補償金を支払うとともに、金額、振込先等を記載した通知書を送付し、同様の通知を市にも送付する。
⑥	補償金支払対象外の通知	保険会社の調査等により補償金支払の対象とならなかった場合は、保険会社は補償金請求者に対象外となった旨の通知書を交付し、同様の通知を市にも送付する。